

# とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例等の一部改正について

保健福祉部障害福祉課

## 1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

## 2 改正の概要

- (1) とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例の一部改正  
当該条例第3条第2項（使用料に関する規定）で引用する条項の移動
- (2) 栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正  
当該条例第7条第1項（返還の免除に関する規定）で引用する条項の移動及び定義規定の変更
- (3) 栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の一部改正  
当該条例附則第2項（経過措置に関する規定）で引用する定義規定の変更
- (4) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
当該条例第52条第8項（療養介護に係る指定障害福祉サービスの事業の人員に関する規定）で引用する定義規定の変更及び条項の移動
- (5) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
当該条例第2条第2項（定義に関する規定）で引用する条項の移動

## 3 施行期日

平成27年1月1日

## 4 参考（児童福祉法の一部改正の概要）

小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な医療費助成制度、小児慢性特定疾病の児童等の自立を支援するための事業等を法定化し、小児慢性特定疾病対策の充実を図るための児童福祉法の一部改正において、定義規定の追加等が行われたことにより、以下の条項移動及び定義規定の変更が生じたもの

- (1) 小児慢性特定疾病の定義規定が新たに「第6条の2」として追加されたことによる条項移動（旧「第6条の2」→新「第6条の2の2」）
- (2) 指定小児慢性特定疾病医療機関が新たに定義されたことによる定義規定の変更（旧「医療機関」→新「指定発達支援医療機関」）